

福岡県公報

令和8年9月1日
第724号

目次

告示（第549号－第559号）

○道路の占用の制限	（道路維持課）	1
○都市計画の変更	（都市計画課）	2
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	（会計管理局会計課）	2
○車両制限令第3条第1項第2号イの規定に基づく道路の指定	（道路維持課）	2
○車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条 第1項に定める通行方法	（道路維持課）	2
○用途地域の指定のない区域内の建築物に係る容積率等を定める区域 の指定と数値の決定	（建築指導課）	3
○準都市計画区域における用途地域の指定のない区域内の建築物に係 る容積率等を定める区域の指定と数値の決定の一部改正	（建築指導課）	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	（農山漁村振興課）	4
○都市計画の変更	（都市計画課）	4
○都市計画の変更	（都市計画課）	4
○都市計画の変更	（都市計画課）	4
公 告		
○競争入札参加者の資格等	（総務事務厚生課）	5
○一般競争入札の実施	（総務事務厚生課）	6
○都市計画区域の変更	（都市計画課）	9
○建築基準法に基づく道路の指定	（建築指導課）	9
○建築基準法に基づく道路の位置の指定	（建築指導課）	10

○私道の廃止及び変更の承認	（建築指導課）	11
○保安林の皆伐面積の限度の公表	（農山漁村振興課）	11
○大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条 例に基づく災害の指定	（防災企画課）	11
○大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条 例に基づく災害の指定	（防災企画課）	12
○開発行為に関する工事の完了	（開発・盛土指導課）	12
○県営住宅敷地内放置車両に係る公示	（県営住宅課）	12

公安委員会

○遺失物法施行令に基づく特例施設占有者の指定	（警察本部会計課）	13
○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会） の開催	（警察本部生活保安課）	13
○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会） の開催	（警察本部生活保安課）	13
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催	（警察本部生活保安課）	14
○クロスボウの取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）の開 催	（警察本部生活保安課）	15

海区漁業調整委員会

○船舶における浮き釣りの制限	（漁業管理課）	15
----------------	---------	----

告 示

福岡県告示第549号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年9月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占用を制限する区域
北九州	県道	中間巻線	遠賀郡水巻町吉田西一丁目2278番3先から遠賀郡水巻町頃末南二丁目714番7先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和8年9月1日

福岡県告示第550号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和8年9月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

福岡県告示第551号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和8年9月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

新旧事項	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新事項	124	大野城市白木原三丁目5番25号 福岡県筑紫保健福祉環境事務所内 筑紫食品衛生協会 会長 小野 和子	大野城市白木原三丁目5番25号 福岡県筑紫保健福祉環境事務所内	令和8年6月9日
旧事項	124	大野城市白木原三丁目5番25号 福岡県筑紫保健福祉環境事務所内 筑紫食品衛生協会 会長 熊川 謙一	大野城市白木原三丁目5番25号 福岡県筑紫保健福祉環境事務所内	

福岡県告示第552号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のように指定する。

令和8年9月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定する道路の路線名、区間等

県土整備事務所名	路線名	区間
久留米	県道 久留米筑紫野線	三井郡大刀洗町大字下高橋1263番9先から久留米市北野町中235番1先まで
福岡	県道 町川原赤間線	古賀市新原806番1先から古賀市玄望園3番先まで

2 道路を指定する期日

令和8年9月1日

福岡県告示第553号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル

以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和8年9月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定する道路の路線名、区間等

県土整備 事務所名	路 線 名		区 間
那 珂	県 道	久留米 基 山 筑紫野 線	筑紫野市大字原田1341番7先から 筑紫野市美しが丘南七丁目1001番先まで
那 珂	県 道	久留米 基 山 筑紫野 線	筑紫野市原田1342番1先から 筑紫野市武蔵五丁目144番4先まで
久留米	県 道	久留米 小 郡 線	小郡市小郡401番1先から 小郡市大保10番1先まで
福 岡	県 道	志 免 須 恵 線	糟屋郡志免町南里六丁目440番2先から 糟屋郡志免町南里六丁目120番1先まで
福 岡	県 道	小 竹 下 府 線	糟屋郡新宮町新宮東四丁目1070番5先から 糟屋郡新宮町下府二丁目1598番先まで

2 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためにやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.25メートル以上、縦寸法0.13メートル以上（又は横寸法0.13メートル以上、縦寸法0.25メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情

報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

3 道路を指定し、及び通行方法を定める期日

令和8年9月1日

福岡県告示第554号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第8号、第53条第1項第6号並びに第56条第1項第1号及び第2号二の規定に基づき、用途地域の指定のない区域内の建築物に係る容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さの制限について、当該区域を区分して福岡県都市計画審議会の議を経て定める数値を次のように決定し、令和8年9月1日から施行する。

令和8年9月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定する区域		決定する数値			
市町村名	区域の範囲	容積率	建蔽率	建築物の各部分の高さ制限	
				法第56条第1項第1号に定める別表第3の5の項に欄の規定に基づく数値	法第56条第1項第2号二の規定に基づく数値
みやこ町	都市計画法第5条第1項に規定する都市計画区域のうち同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない区域の全部	$\frac{20}{10}$	$\frac{7}{10}$	1.5	2.5

福岡県告示第555号

準都市計画区域における用途地域の指定のない区域内の建築物に係る容積率等を定める区域の指定と数値の決定（平成20年3月福岡県告示第558号）の一部を次のように改正する。

令和8年9月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

表中

荇田町	荇田準都市計画区域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない区域の全部	$\frac{20}{10}$	$\frac{6}{10}$	1.5	2.5	行橋土木事務所
みやこ町	みやこ準都市計画区域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない区域の全部	$\frac{20}{10}$	$\frac{7}{10}$	1.5	2.5	

を

に

改める。

福岡県告示第556号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
田川郡香春町大字採銅所字平治小屋6718
- 指定の目的
水源^{かん}の涵養
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び香春町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第557号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

北九州都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

福岡県告示第558号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

筑後都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

福岡県告示第559号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

筑豊都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和8年9月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

食品成分分析装置（8 備出23）

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4 第1 項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4 第2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3 年法律第77号）第2 条第6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7 条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4 に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算

機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 消費税及び地方消費税に未納のある者

ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1 号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2 号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2 事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31

日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）

ツ 返信用封筒（460円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和8年9月18日（金曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年10月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年9月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

(1) 調達案件名

食品成分分析装置（8備出23）

(2) 調達物品及び数量

食品成分分析装置 一式

(3) 履行期限

令和9年2月26日（金曜日）

(4) 履行場所

福岡県工業技術センター生物食品研究所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）に定める資格を得ている者（令和7年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和8年10月16日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	電気器具	A A
05	02	電気通信機器	A A
05	04	理化学精密機器	A A
05	06	計測機器	A A
05	11	諸機器	A A

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

- (4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を福岡県工業技術センター生物食品研究所に令和8年10月1日（木曜日）17時00分までに提出して承認を受けた者

・仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問合せ先
福岡県工業技術センター生物食品研究所
〒839-0861 久留米市合川町1465-5

電話番号 0942-30-6644

F A X 0942-30-7244

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

F A X 092-643-3109

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和8年9月1日（火曜日）から令和8年10月1日（木曜日）までの福岡県の休日 を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、9時00分から17時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所

5の部局とする。

- (2) 提出期限

令和8年10月16日（金曜日）11時00分

- (3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期

限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁入札室（行政南棟地下1階）

(2) 日時

令和8年10月19日（月曜日）10時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げら

れている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Food Component Analysis System
- (2) Delivery period : By February 26, 2027
- (3) Delivery place : Biotechnology & Food Research Institute, 1465 – 5 Aikawamachi, Kurume City 839 – 0861, Japan
Tel 0942 – 30 – 6644
- (4) Time Limit for Tender : 11 : 00 A. M, on October, 16 2026
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office
7 – 7, Higashikoen, Hakata – ku, Fukuoka City, 812 – 8577, Japan
Tel 092 – 643 – 3092

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定に基づき、都市計画区域を次のように変更するので、同条第6項において準用する同条第5項の規定により公告する。

令和8年9月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 都市計画区域の名称
京築都市計画区域

2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

福岡県京都郡みやこ町勝山矢山、勝山池田、勝山岩熊、勝山宮原、勝山長川、勝山大久保、勝山松田、勝山箕田、勝山上田、勝山黒田、犀川生立、犀川花熊、犀川内垣、犀川犬丸、犀川木井馬場、犀川下高屋、犀川末江、犀川ハツ溝、犀川古川、犀川久富、犀川統命院、犀川本庄、犀川山鹿、犀川大熊、犀川崎山、犀川柳瀬、犀川大坂、犀川大村、犀川谷口、犀川木山の全部

犀川喜多良982番から2270番までの各地番の全部

犀川上高屋404番から1988番まで、2000番から2027番まで、2574番から2610番までの各地番の全部

3 都市計画区域から除外される土地の区域

なし

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき、次のように道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

令和8年9月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	指定年月日	指定期間	道路の位置	道路の延長（m）	道路の幅員（m）
			①： 起点：糟屋郡新宮町大字三代字野間ノ上348番1 地先 終点：糟屋郡新宮町大字三代字挾田440番2 地先 ②： 起点：糟屋郡新宮町大字三代字前田450番4 地先 終点：糟屋郡新宮町大字三代字挾田448番3 地先 ③： 起点：糟屋郡新宮町大字三代字向畑1087番3 地先 終点：糟屋郡新宮町大字三代字向畑1076番8 地先		

8 福整 第387号	令和 8 年 4 月24日	令和10年 2 月29日 まで	④： 起点：糟屋郡新宮町大字三代字平 原425番 2 地先 終点：糟屋郡新宮町大字三代字平 原386番 2 地先 ⑤： 起点：糟屋郡新宮町大字三代 字平原376番 1 地先 終点：糟屋郡新宮町大字三代 字干原283番 1 地先 ⑥： 起点：糟屋郡新宮町大字三代字向 畑1087番 3 地先 終点：糟屋郡新宮町大字三代字立 畑1139番 8 地先 ⑦： 起点：糟屋郡新宮町大字三代字立 畑1128番 地先 終点：糟屋郡新宮町大字三代字立 畑1146番 1 地先 ⑧： 起点：糟屋郡新宮町大字三代字壁 塗1016番 2 地先 終点：糟屋郡新宮町大字三代字前 田473番13 地先 ⑨： 起点：糟屋郡新宮町大字三代字前 田467番 4 地先 終点：糟屋郡新宮町大字三代字前 田450番 3 地先 ⑩： 起点：糟屋郡新宮町大字三代字前 田460番 2 地先 終点：糟屋郡新宮町大字三代字前 田459番 1 地先	①： 328.992 ②： 108.805 ③： 114.569 ④： 245.020 ⑤： 348.563 ⑥： 232.429 ⑦： 341.890 ⑧： 119.084 ⑨： 313.843 ⑩：31.841	①：10.500 ～42.692 ②：12.000 ～22.004 ③：12.000 ～21.601 ④：9.000 ～15.915 ⑤：9.000 ～15.714 ⑥：9.000 ～16.069 ⑦：9.000 ～16.111 ⑧：9.000 ～15.971 ⑨：6.000 ～10.241 ⑩：6.000 ～11.629
8 那整 第273号	令和 8 年 4 月28日	令和 9 年 3 月31日 まで	起点：春日市春日原東町二丁目 1 番地10先 終点：春日市春日原東町二丁目30 番地 5 先	208.7	6.0
8 飯整 第431号	令和 8 年 5 月14日	令和10年 4 月30日 まで	起点：嘉麻市下臼井1197番 1 地先 終点：嘉麻市下臼井1195番 1 地先	60.00	11.60～ 15.00
8 南整 柳第70 号	令和 8 年 4 月 6 日	令和10年 3 月31日 まで	起点：みやま市瀬高町小川1023－ 1 地先 終点：みやま市瀬高町小川1028－ 3 地先	180.00	4.00～11.30

8 南整 柳第70 号－ 2	令和 8 年 5 月15日	令和 9 年 9 月30日 まで	起点：三潞郡大木町大字大藪1040 番 3 先 終点：三潞郡大木町大字三八松 423番 1 先	270.6	10.40～ 24.70
8 朝整 第168号	令和 8 年 4 月13日	令和10年 3 月31日 まで	起点：朝倉市入地1572番 1 先 終点：朝倉市入地1591番 1 先	217.0	10.0～15.4

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のよう
に道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条
第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	指定年月日	道路の位置	道路の延長 (m)	道路の幅員 (m)
8 福整第588号 － 1	令和 8 年 5 月19日	糟屋郡志免町田富二丁目440 番 3、440番 4	24.26	4.00
8 久整第154号	令和 8 年 4 月22日	三井郡大刀洗町大字本郷字柳 2219番 1	66.92	6.00
8 北整第333号	令和 8 年 5 月 1 日	遠賀郡遠賀町遠賀川三丁目 1792－ 1、1794－ 6、1794－ 7	85.2	5.00
8 北整第333号 － 2	令和 8 年 5 月29日	遠賀郡水巻町吉田西二丁目 2385－ 1、6042の一部	96.46	6.00
8 北整第333号 － 3	令和 8 年 6 月10日	福津市津屋崎一丁目550番246	45.37	6.00
8 北整第333号 － 4	令和 8 年 6 月22日	遠賀郡水巻町猪熊七丁目1028 － 6	42.08	4.00
8 南整柳第85 号	令和 8 年 4 月 8 日	柳川市佃町字蔵跡119番 4	31.22	4.50
8 南整柳第85 号－ 2	令和 8 年 5 月18日	柳川市三橋町蒲船津字備後町 811番13	28.99	5.00
8 女整第45号	令和 8 年 4 月14日	八女郡広川町大字久泉字下三 ツ枝232番12	20.48	6.00

8 朝整第109号	令和 8 年 4 月20日	朝倉郡筑前町朝日字後田1024番 2、1024番 6、1024番 7、1024番 9、1043番 1、里道の一部	160.48	6.00
8 朝整第109号－ 2	令和 8 年 4 月22日	朝倉郡筑前町朝日字後田1088番 3	36.98	6.00
8 京整第25号	令和 8 年 6 月 4 日	行橋市大字今井字平田1281番 2、地先水路の一部	30.96	4.02～6.30
8 京整第25号－ 2	令和 8 年 6 月 5 日	築上郡築上町大字椎田1228番 9、1229番11	17.19	6.50～6.51

公告

次の私道の廃止及び変更を承認したので、福岡県建築基準法施行細則（昭和26年福岡県規則第 1 号）第22条第 2 項の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

承認番号	承認年月日	申請種別	道路の位置	道路の延長 (m)
8 南整柳第324号	令和 8 年 6 月10日	全部廃止	大川市大字下林433－ 1 の一部、433－ 6 の一部、433－ 4 の一部	182.00
8 南整柳第324号－ 2	令和 8 年 6 月10日	全部廃止	大川市大字下林433－ 1 の一部、433－ 5 の一部、433－ 6 の一部	70.30

公告

令和 8 年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第 4 条の 2 第 3 項の規定により、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を、次のように公表する。

令和 8 年 9 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

森林計画区	保安林の種類	単位区域	同一の単位とされる区域	皆伐面積の限度 (単位 ヘクタール)
-------	--------	------	-------------	-----------------------

筑後・矢部川	水源かん養保安林	矢部川	筑後・矢部川森林計画区	396.94
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	233.23
〃	水源かん養保安林	筑後川	〃	618.56
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	226.92
福岡	水源かん養保安林	福岡	福岡森林計画区	774.44
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	242.44
〃	干害防備保安林	筑紫野	筑紫野市	1.24
遠賀川	水源かん養保安林	遠賀川	遠賀川森林計画区	1018.08
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	104.11
〃	干害防備保安林	飯塚	飯塚市	0.32
〃	〃	宮若	宮若市	0.22
〃	水源かん養保安林	北九州	遠賀川森林計画区	342.58
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	93.36
〃	水源かん養保安林	今川	〃	767.97
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	253.00
福岡、筑後・矢部川	保健保安林	福岡、筑後川、矢部川	筑後・矢部川森林計画区 福岡森林計画区	185.02
遠賀川	〃	北九州、遠賀川、今川	遠賀川森林計画区	275.52

公告

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例（平成28年福岡県条例第33号）第 2 条の規定に基づき、次の災害を同条例による使用料及び手数料の免除等の措置を適用する災害として指定したので、これを公示する。

令和 8 年 9 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定した災害
- 令和8年6月24日からの大雨に伴う災害（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第4号に該当する災害として災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたもの。）
- 2 指定の有効期間
- 令和8年8月19日から令和10年8月18日までの間
- 3 指定した日
- 令和8年8月19日

公告

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例（平成28年福岡県条例第33号）第2条の規定に基づき、次の災害を同条例による使用料及び手数料の免除等の措置を適用する災害として指定したので、これを公示する。

令和8年9月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定した災害
- 令和8年熊本地震による災害（令和8年地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和8年政令第260号）第1条に規定する令和8年熊本地震による災害をいう。）
- 2 指定の有効期間
- 令和8年8月19日から令和10年8月18日までの間
- 3 指定した日
- 令和8年8月19日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年9月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
- 糟屋郡久山町大字久原字山ノ神379番4から379番6まで、383番1、383番5、385番2、385番4、387番、388番1、388番3、389番1、389番2、389番4から389番6まで、390番1、390番3、510番2、510番9、512番1、512番4から512番6まで、516番1及び5061番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
- 東京都港区芝浦一丁目1番1号
- 野村不動産株式会社
- 代表取締役社長 松尾 大作

公告

県営住宅の敷地内において、放置車両を発見したので、次のとおり公告する。

令和8年9月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

この車両は、県営住宅用地の管理に支障を来しているので、この車両の所有者等は、速やかにこの車両を撤去してください。

なお、この公告の日から3箇月経過した後に、県はこの車両を撤去するものとします。

1 放置車両の形態等

放置場所	福岡市博多区上牟田三丁目2番地12号 福岡県営上牟田団地駐車場
メーカー名	日産
種別等	軽自動車
自動車登録番号等	福岡581む73-24
所有者	青沼 ひとみ
車名	オッティ
塗色	ピンク
車台番号	不明

使用者	青沼 ひとみ
-----	--------

2 連絡先

福岡県建築都市部県営住宅課建替・保全係 TEL 092－643－3741
福岡県住宅供給公社福岡管理事務所 TEL 092－713－1683

公安委員会

福岡県公安委員会告示第223号

遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき下記の施設占有者を特例施設占有者に指定したので、遺失物法施行規則第28条第4項の規定に基づき公示する。

令和8年9月1日

福岡県公安委員会

氏名又は名称	代表者氏名	施設名称	住所又は所在地	施設の所在地
株式会社ケン・ホテルマネジメント門司港	代表取締役 齋藤 孝司	プレミアホテル門司港	北九州市門司区港町9番11号	北九州市門司区港町9番11号

福岡県公安委員会告示第225号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第2項の規定により告示する。

令和8年9月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

- (1) 講習会の日時
令和8年10月30日（金） 午前10時00分から午後5時30分までの間
- (2) 講習会の場所
福岡県飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室
- (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時30分	考査結果の公表 （合格者に対する講習修了証明書の交付）

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第226号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第2項の規定により告示する。

令和8年9月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和 8 年 10 月 9 日（金） 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分	豊前市大字荒堀 535 番地 1 豊前警察署 会議室	豊前警察署
令和 8 年 10 月 28 日（水） 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分	福岡市博多区博多駅前 2 丁目 8 番 24 号 博多警察署 会議室	博多警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- (3) 教養効果測定

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の 1 週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料 3,000 円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第 227 号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 5 条の 5 第 1 項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和 8 年 9 月 1 日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和 8 年 11 月 5 日（木） 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	筑紫野市大字柚須原 223 番地 25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18 名
令和 8 年 11 月 12 日（木） 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	筑紫野市大字柚須原 223 番地 25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18 名
令和 8 年 11 月 23 日（月） 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	筑紫野市大字柚須原 223 番地 25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18 名

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和 8 年 11 月 5 日（木） 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	筑紫野市大字柚須原 223 番地 25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15 名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の 1 か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料 14,000 円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受

講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第228号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第24条第2項の規定により告示する。

令和8年9月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和8年10月18日（日）午前9時00分から午後0時00分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部4階 生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の科目

(1) クロスボウの所持に関する法令

(2) クロスボウの使用、保管等の取扱い

(3) 教養効果測定

3 注意事項

(1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

(2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

(3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。

(4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「【経験者用】クロスボウ

取扱読本」を必ず持参すること。

(5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

(6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会指示第220号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、筑前海区における浮きを使用した釣りに関する漁業調整を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究等のために該当手法を用いる場合は、この限りではない。

令和8年9月1日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 指示の適用海域

次の(1)から(11)の区域。

(1) 長間礁（筑共第5号共同漁業権漁場）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯33度42.285分、東経130度 8.138分

イ 北緯33度40.800分、東経130度 9.366分

ウ 北緯33度40.764分、東経130度10.571分

エ 北緯33度42.556分、東経130度 9.268分

（日本測地系）

ア 北緯33度42.089分、東経130度 8.277分

イ 北緯33度40.603分、東経130度 9.505分

ウ 北緯33度40.567分、東経130度10.710分

エ 北緯33度42.360分、東経130度 9.407分

(2) 小呂島（筑共第7号共同漁業権漁場）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

- ア 北緯33度54.046分、東経130度 0.587分
イ 北緯33度50.778分、東経130度 0.732分
ウ 北緯33度50.753分、東経130度 3.366分
エ 北緯33度54.018分、東経130度 3.512分
(日本測地系)
ア 北緯33度53.851分、東経130度 0.725分
イ 北緯33度50.583分、東経130度 0.870分
ウ 北緯33度50.558分、東経130度 3.505分
エ 北緯33度53.823分、東経130度 3.651分

(3) 灯台瀬（筑共第4号共同漁業権漁場）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。
(世界測地系)

- ア 北緯33度39.159分、東経130度 6.264分
イ 北緯33度38.778分、東経130度 6.687分
ウ 北緯33度39.350分、東経130度 8.062分
エ 北緯33度40.358分、東経130度 7.159分
(日本測地系)
ア 北緯33度38.962分、東経130度 6.402分
イ 北緯33度38.581分、東経130度 6.825分
ウ 北緯33度39.153分、東経130度 8.201分
エ 北緯33度40.162分、東経130度 7.298分

(4) 烏帽子・地の瀬（筑共第2号共同漁業権漁場ほか）

次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。
(世界測地系)

- ア 北緯33度42.614分、東経129度58.975分
イ 北緯33度41.001分、東経129度58.410分
ウ 北緯33度38.092分、東経130度 2.417分
エ 北緯33度38.699分、東経130度 4.955分

- オ 北緯33度41.323分、東経130度 2.344分
(日本測地系)
ア 北緯33度42.418分、東経129度59.113分
イ 北緯33度40.805分、東経129度58.548分
ウ 北緯33度37.895分、東経130度 2.555分
エ 北緯33度38.502分、東経130度 5.093分
オ 北緯33度41.127分、東経130度 2.482分

(5) 沖ノ島

宗像市沖ノ島最大高潮時海岸線から2海里以内の区域。

(6) 波津白瀬

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。
(世界測地系)

- ア 北緯33度56.055分、東経130度33.080分
イ 北緯33度55.064分、東経130度33.109分
ウ 北緯33度55.094分、東経130度34.663分
エ 北緯33度56.074分、東経130度34.621分
(日本測地系)
ア 北緯33度55.855分、東経130度33.220分
イ 北緯33度54.864分、東経130度33.249分
ウ 北緯33度54.894分、東経130度34.803分
エ 北緯33度55.874分、東経130度34.761分

(7) 幸辰

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。
(世界測地系)

- ア 北緯33度59.032分、東経130度35.181分
イ 北緯33度58.885分、東経130度35.390分
ウ 北緯33度58.338分、東経130度35.028分
エ 北緯33度58.648分、東経130度34.689分
(日本測地系)

- ア 北緯33度58.832分、東経130度35.321分
イ 北緯33度58.685分、東経130度35.530分
ウ 北緯33度58.138分、東経130度35.168分
エ 北緯33度58.448分、東経130度34.829分

(8) 箱山出シ

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

- ア 北緯34度 0.271分、東経130度33.321分
イ 北緯34度 0.661分、東経130度33.707分
ウ 北緯34度 0.199分、東経130度34.950分
エ 北緯33度59.986分、東経130度34.760分

(日本測地系)

- ア 北緯34度 0.071分、東経130度33.461分
イ 北緯34度 0.461分、東経130度33.847分
ウ 北緯33度59.999分、東経130度35.090分
エ 北緯33度59.786分、東経130度34.900分

(9) ロクロ・スギザキ・相ノ切レ

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

- ア 北緯34度 1.508分、東経130度37.620分
イ 北緯34度 0.006分、東経130度38.698分
ウ 北緯33度59.149分、東経130度40.075分
エ 北緯33度59.355分、東経130度40.526分
オ 北緯34度 0.260分、東経130度40.027分
カ 北緯34度 0.724分、東経130度39.399分
キ 北緯34度 1.547分、東経130度38.614分

(日本測地系)

- ア 北緯34度 1.308分、東経130度37.760分

- イ 北緯33度59.806分、東経130度38.838分
ウ 北緯33度58.949分、東経130度40.215分
エ 北緯33度59.155分、東経130度40.666分
オ 北緯34度 0.060分、東経130度40.167分
カ 北緯34度 0.524分、東経130度39.539分
キ 北緯34度 1.347分、東経130度38.754分

(10) 白島西沖

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

- ア 北緯34度 1.608分、東経130度42.248分
イ 北緯34度 1.425分、東経130度41.796分
ウ 北緯34度 0.577分、東経130度42.223分
エ 北緯34度 0.865分、東経130度42.762分

(日本測地系)

- ア 北緯34度 1.408分、東経130度42.388分
イ 北緯34度 1.225分、東経130度41.936分
ウ 北緯34度 0.377分、東経130度42.363分
エ 北緯34度 0.665分、東経130度42.902分

(11) コ瀬

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

- ア 北緯34度 2.161分、東経130度42.318分
イ 北緯34度 2.514分、東経130度42.945分
ウ 北緯34度 1.748分、東経130度43.413分
エ 北緯34度 1.498分、東経130度42.691分

(日本測地系)

- ア 北緯34度 1.961分、東経130度42.458分
イ 北緯34度 2.314分、東経130度43.085分
ウ 北緯34度 1.548分、東経130度43.553分

エ 北緯34度 1.298分、東経130度42.831分

2 指示の内容

船舶において、浮きを使用した釣りを行ってはならない。

3 指示の期間

令和8年10月1日から令和11年9月30日まで